

その他の議案

●副市長の選任 (第33号議案)

副市長鈴木良一氏が平成27年3月31日に辞任することに伴い、井澤勝明氏を副市長に選任することに同意しました。

●蒲郡市議会憲章の制定 (議員提出第2号議案)

平成24年10月15日に積極的な議会改革への取り組みとして議会基本条例制定等

の研究や検討を行うことを目的に、第1回目の議会基本条例・憲章等検討協議会を開催しました。それ以降協議を続け、平成26年7月28日に蒲郡市議会は二元代表制の一翼を担う市民の代表機関であり、合議機関として市民に信頼される議会を目指すため、蒲郡市議会憲章を作成しました。その後、議会運営委員会理事会后、議会報告があり、3月定例会において議員提案され、議決されました。憲章の内容については左のとおりです。

蒲郡市議会憲章

私たちは、日々心新たに、市民の負託に応え、市民と共に語り、市民と共に動き、市民のしあわせと地域の発展を目指して行動することを宣言する。

- 1 議員は、自らの使命と責任を自覚し、常に自己研さんして、市民のしあわせを実現するために行動していく。
- 2 議員は、市民の多彩な声を傾聴し、説明責任を尽くし、信頼関係を築いて市民の負託に応えていく。
- 3 議会は、行政の監視機関として、透明性の確保、自由闊達な議論及び政策立案機能の充実を図り、地域の発展を目指していく。

介護報酬は国の改定を意味した引き下げを行います。また、介護保険法等の改正に伴い指定地域密着型サービス事業者等の基準等を定めます。

●本会議での主な論点

賛成保険料の引き上げは多くの高齢者の介護を支える制度の運営を持続可能にするため、やむを得ない。負担能力に応じた保険料率の段階設定が図られている。

反対低所得者が高額所得者に比べ保険料の負担率が高いという逆進性は解消されていない。高齢者世帯の負担軽減のため予算措置を行う等、努力の余地がある。

●市議会の議決すべき事件を定める条例の制定 (議員提出第1号議案)

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本計画の策定、変更又は廃止に関する事、姉妹都市及び友好都市の提携又は解消、憲章及び都市宣言の制定又は改廃などについて議決の対象とします。

抛の明示を義務付け、行政指導の中止等の求めと処分等の求めを新設し、市民の権利保護の充実を図ります。

●総務委員会での主な質疑

問 申出人に対する経過や結果の報告について、どのように考えているか。

答 法律及び条例上、申出人に対する通知義務はありませんが、申出人の便宜等を図り、調査の結果や講述した措置の有無などを通知するように努めていきます。

●市立保育所の設置・管理に関する条例の改正 (第9号議案)

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、保育の実施基準を満たさない児童の入所を見直します。また、保育料について子ども・子育て支援法に規定されたため、市の状況を踏まえた保育料を定めます。

●文教委員会での主な質疑

問 「保育に欠ける児童以外の児童を保育所に入所させることができる」の規定が削られたことにより入所できない児童が出ないか。

答 現行の入所基準では、

「保護者及び同居の親族等が保育できない場合」でしたが、新制度では「保護者が保育できない場合」のみとなり基準項目も増えるので、保育を受けることが適当である子どもは全て保育所に入所できると考えています。

●本会議での主な論点

賛成法及び制度に沿った改正であり保育料は現行から大きな変更なく適正である。反対1割の世帯で保育料が上がる見込みである。保育料を安くするべき。

●介護保険料の引き上げと介護保険法等の変更に伴う条例の改正 (第10号議案)

第6期介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から29年度における保険料が見直されました。今回の改正により、保険料率の所得段階設定が10段階から11段階となります。この期間における介護保険料の基準額は年額5万8800円です。これは、第5期の5万3664円から9・6%の引き上げになります。